

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（217）
2. 日 時：令和2年9月18日（金）13時30分～15時00分
3. 場 所：
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁
原子力規制部 研究炉等審査部門
島村安全審査官、荒川安全審査官、加藤安全審査官
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他8名
5. 議事要旨
 - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、JRR-3 原子炉施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請（その13）について、資料1及び資料2に基づき説明があった。
 - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 資料2のケーブルトレイ敷設状況について、写真で表示している箇所は25mm以上の物理的分離がなされていることは定性的にわかるが、写真以外の箇所については判断がつかない。このことから、図にA系及びB系のケーブルトレイの隔離距離や図の縮尺を記載することなどにより、A系及びB系のケーブルトレイ全体として物理的分離がなされていることを説明すること。
 - （3）原子力機構から、原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請について、資料3に基づき説明があった。
 - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回の審査会合にて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
 - 森林火災に係る樹木を管理する範囲については、他施設の運用に係る保安規定において図示されているが、同様の運用を想定しているのであれば、反映を検討すること。
6. 配付資料
 - ・ 原子力機構からの配付資料

- 資料 1 設工認その 13 で申請した設備機器のうち耐震裕度が厳しいものの保守性について
- 資料 2 設工認その 13 に係る防護対象ケーブルのケーブルトレイの敷設状況について
- 資料 3 JRR-3 新規制基準適合に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について